

マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

社会保障・税・災害対策の3つの分野において、マイナンバー（社会保障・税番号）制度が始まります。国民一人ひとりに付与される12桁の個人番号を利用して、各行政機関等が保有・管理する個人情報を一元的に管理・把握することで、①国民の利便性の向上 ②行政の効率化 ③公平・公正な社会の実現を図ることを目的としています。

- ① 国民の利便性の向上とは・・・添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、負担が軽減されます。
- ② 行政の効率化とは・・・行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。
- ③ 公平・公正な社会の実現を図るとは・・・所得や他の行政サービスの受給状況などが把握しやすくなるため、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に必要とされるべき人に対しての支援が行えます。

1.今後のスケジュールについて

- ① 平成27年10月からマイナンバー（個人番号）が皆様のご自宅に届きます。

《 国民一人ひとりに、市区町村から住民票の住所に「マイナンバー」（12桁の個人番号）が通知されます。 》

平成27年10月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から簡易書留で自宅に郵送され、国民一人ひとりに固有の個人番号が通知されます。

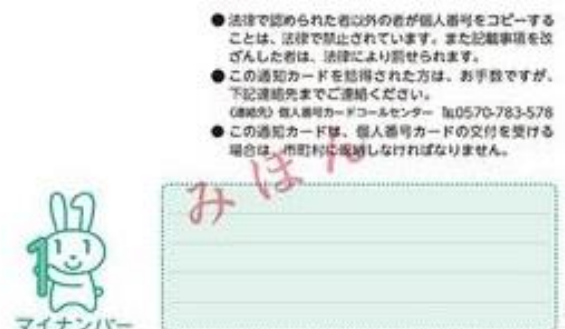
今後、健康保険を始めとする社会保障制度や税の事務手続きにマイナンバーを記載することとなります。マイナンバーが各個人に通知されましたら、事業主は被保険者から被扶養者を含むマイナンバーの提供を受け、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合に提出いただくことになります。届出の時期や方法等については現在検討中で決まり次第別途お知らせします。

※届いた通知カードは大切に保管しておいてください。

【通知カード 見本】



おもて（見本）



うら（見本）

② 平成 28 年 1 月から社会保障・税・災害対策の行政手続きの利用が開始されます。

平成 28 年 1 月から社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。しかし、制度により利用開始時期が異なっています。健康保険の手続きでは、平成 29 年 1 月から資格関係の各種届出書や傷病手当金等の保険給付の申請書にマイナンバーを記入します。マイナンバーの記載欄を設けた各種様式は後日お知らせいたします。

なお、平成 29 年 7 月から健康保険組合と国や地方自治体等の情報連携が開始される予定です。

《 個人番号カード 》

平成 28 年 1 月から、本人の希望により、通知カードとは別に、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等や本人の顔写真が表示され、かつ、この事項が I C チップにも記録される「個人番号カード（I C カード）」も交付を受けることはできます。

【個人番号カード 見本】

（表面）



（裏面）



③ 平成 29 年 1 月から健康保険組合におけるマイナンバーの取扱がはじまります。

事業所は「税」や「社会保障」の手続きで、マイナンバーを取り扱うこととなりますが、マイナンバーを取得するときは、利用目的の明示と厳格な本人確認が必要になります。

《 マイナンバーの対象者と取得方法 》

マイナンバー収集の対象者は平成 29 年 1 月 1 日時点の被保険者・被扶養者とそれ以降当組合に加入される被保険者・被扶養者です。

番号法の規定により、健康保険組合は、被保険者・被扶養者のマイナンバーを、平成 28 年 1 月以降事業主を通じてあらかじめ収集できることとなっていますので、その際にはご協力よろしくお願いいたします。

なお、利用目的は、源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示してよいことになっています。

マイナンバー収集にあたっては、事業主等からの届出のほか、健康保険組合が被保険者・被扶養者のマイナンバーを、住民基本台帳ネットワークから一斉に取得する方法も検討されていますが、詳細が決定され次第、当組合の対応をお知らせいたします。

《 本人確認の方法（番号確認と身元確認） 》

本人確認は、他人の成りすまし等を防止するために行なわれます。

ア. 番号確認は、正しい番号であることを確認するために行なわれます。

イ. 身元確認は、手続きを行なっている者が番号の正しい持ち主であることの確認のために行ないます。

健康保険の場合は、被保険者の本人確認は事業主が行ないます。被扶養者の本人確認は被保険者が行ないます。

個人番号カードであれば、そのカードで番号確認と身元確認が出来ます。

通知カードであれば身元確認のため運転免許証やパスポート等の顔写真のある証明証が必要となります。

④ 平成 29 年 7 月から情報連携が開始されます。

地方公共団体や医療保険者（健康保険組合等）等との情報連携も開始されます。

2.マイナンバーの利用制限等について

マイナンバーには利用、提供、収集についての制限があります。

① 利用の制限

利用範囲は、法律に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

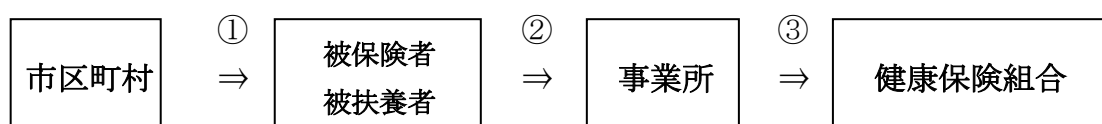
② 提供の要求

上記の事務手続きで書類作成に必要な場合に限って、本人などに提供を求めることができますが、法律で限定的に明記された場合を除いて提供を求めてはならないことになっています。

③ 収集の制限

法律で限定的に明記された場合を除いて、特定個人情報を収集してはならないことになっています。

《マイナンバーの受取から提供までの流れ》



① 市区町村からマイナンバーが記載された「通知カード」が該当者の手元に届きます。
(平成 27 年 10 月～)

② 被保険者がご本人と被扶養者全員のマイナンバーを事業所に提出します。

③ 事業所は被保険者から受けた被扶養者分を含むマイナンバーを健康保険組合に提出します。

3.個人情報保護について

個人情報の外部への漏えいや他人への成りすましの懸念を払拭するために、制度・システムの両面から個人情報保護の措置が講じられています。

① 制度面の措置

法律に定めがある場合を除き、マイナンバーを含む特定個人情報の収集・保管を禁止しており、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督を行なうほか、法律違反の罰則も重くなっています。

② システム面の措置

個人情報は一元管理せず、従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関間での情報のやりとりもマイナンバーを直接用いず、暗号化して使用し、アクセスできる人も制限することになっています。

4. まとめ

今後、事業主の皆様におかれましては、職員に対してマイナンバーの利用目的を明示し、本人確認を行なったうえで提供を受け、必要に応じてマイナンバーを書類に記載、提出し不要になったマイナンバーは廃棄するという業務を実施する体制を構築する必要があります。特に、特定個人情報の漏えい防止のために、職員への周知、教育など万全の体制を講じることが大切です。

問 い 合 わ せ 先

京都府農協健康保険組合

TEL 075 - 661 - 1428

もっと詳しく知りたい場合は

内閣府官房 マイナンバーのコールセンター

0570 - 20 - 0178（全国共通ナビダイヤル）

マイナンバー公式 t w i t t e r

https://twitter.com/mynumber_pr